

件名…重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律第五条第一項、第二項及び第三項の規定に基づき対象施設の敷地等を指定する件

○外務省告示第百七十七号

G20大阪サミット関連行事の俱知安町開催に際し、重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律（平成二十八年法律第九号）第五条第一項、第二項及び第三項の規定に基づき、対象外国公館等及び当該対象外国公館等の敷地又は区域並びに当該対象外国公館等に係る対象施設周辺地域を次のとおり指定する。

令和元年十月二十一日

ニセコHANAZONOリゾート

外務大臣 茂木 敏充

期間	対象外国公館等の所在地
令和元年十月二十四日から令和元年十月二十七日まで	北海道虻田郡倶知安町 字岩尾別三百二十八番地

備考	対象外国公館等の 区域	対象外国公館等に 係る対象施設周辺 地域
	北海道虻田郡倶 知安町	次に掲げる点を 順次結んだ次の 図面に示す線及 び一に掲げる点 と十に掲げる点 とを結んだ線に より囲まれた区 域
	字岩尾別三百二十八番地（次の図面に示す部分に限る。）	一 北緯四十二度五十三分五十一秒、東経百四十度四十二分〇秒の点 二 北緯四十二度五十三分四十八秒、東経百四十度四十二分〇秒の点 三 北緯四十二度五十三分四十五秒、東経百四十度四十二分十秒の点 四 北緯四十二度五十三分三十五秒、東経百四十度四十二分二十一秒の点 五 北緯四十二度五十三分二十四秒、東経百四十度四十二分三十三秒の点 六 北緯四十二度五十三分二十三秒、東経百四十度四十二分五十三秒の点 七 北緯四十二度五十三分三十三秒、東経百四十度四十二分三十七秒の点 八 北緯四十二度五十三分三十七秒、東経百四十度四十二分三十三秒の点 九 北緯四十二度五十三分四十三秒、東経百四十度四十二分三十三秒の点 十 北緯四十二度五十三分五十一秒、東経百四十度四十二分四十六秒の点

「次の図面」は省略し、その図面を外務省に備え置いて縦覧に供する。